

日本オーストラリアン・ラブドワードル協会

入会規程 附則

会費規程

本規程は、一般社団法人日本オーストラリアン・ラブドワードル協会(以下、ALAJという)の定款、第7条の2における入会金及び会費に関して、次の通り定めるものとする。

第1条 (会費)

ALAJ の入会金及び会費は次の各号の通りとする。また、ALAJ の入会金及び会費は、次の各号に消費税を足したのちから端数を調整した金額とする。但し、準会員及び賛助会員については、この限りではない。

(1) 正会員(個人)

入会金 2,200 円(税込)

年会費 4,400 円(税込)

(2) 正会員(法人)

正会員(法人)A:資本金 10 億円以上

入会金 314,280 円(税込)

年会費 471,430 円(税込)

正会員(法人)B:資本金 1 億円以上

入会金 157,150 円(税込)

年会費 261,900 円(税込)

正会員(法人)C:資本金 1 億円未満

入会金 10,470 円(税込)

年会費 15,710 円(税込)

(3) 準会員

入会金 0 円

年会費 1,560 円(税込)

(4) 賛助会員

入会金 0 円

年会費 1 口 1,000 円(個人 1 口以上/団体 5 口以上/法人 10 口以上)

第2条 (会費の納入)

会費は、入会次年度以降、事業年度ごとに支払うこととし、支払い期間は前年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2. 入会初年度分の会費は、ALAJ が入会申し込みを受け付けて請求書を発行した日の属する年度分を納入することとする。但し、正会員(個人)として年度の途中から入会した場合は、ALAJ が入会申し込みを受け付けて請求書を発行した日の属する月から月 360 円(税込)の割で納入することとする。

3. ALAJ は、前年度の 2 月 1 日から 2 月末日までに会費を請求する。

第3条 (督促)

第2条第1項に定めた期限内に会費が納入されない場合、ALAJ は期限の 1 ヶ月後および 2 ヶ月後に当該会員に対して督促通知を送付することとする。

2. 第1項に定めた会費の支払い期限から 1 ヶ月後の督促通知では、当該年度の 5 月 31 日を支払い期限とし、2 ヶ月後の督促通知では、当該年度の 6 月 30 日を最終の支払い期限とする。

3. 督促にも関わらず、最終の支払い期限までに会費の納入が確認できない場合は、当該会員の会員資格は消滅し、自動的に退会となることとする。

第4条 (認定ブリーダー)

正会員(個人)が認定ブリーダーになる場合は、正会員(法人)C の入会金 10,470 円(税込)との差額金 8,270 円(税込)を協会へ納入する。

2. 正会員(個人)が認定ブリーダーになる場合は、年度毎に金 15,710 円(税込)を協会へ納入する。但し、初年度の会費は、正会員(法人)C の年会費 15,710 円(税込)と既納の当該年度分の会費との差額金を協会へ納入する。

第5条 (会費の返還)

ALAJ に納入された入会金および年会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

付則

1. この会費規程は 2012 年 4 月 17 日から実施する。
2. この会費規程は、一部修正により平成 24 年 12 月 1 日から実施する。
3. この会費規程は、一部修正により平成 25 年 6 月 28 日から実施する。
4. この会費規程は、一部修正により平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
5. この会費規程は、一部修正により平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
6. この会費規程は、一部修正により令和元年 10 月 1 日から実施する。
7. この会費規程は、一部修正により令和 3 年 10 月 1 日から実施する。